

ID: 86

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	入園の承認		
例規名 根拠条項	高根沢町保育園規則 第6条第2項		
例規番号	昭和40年規則第38号		
<p>【基準】</p> <p>第5条及び第6条の規定による。 (入園児童の範囲)</p> <p>第5条 保育園に入園することができる児童は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童(児童福祉法第39条第2項を含む。)その他特に必要と認められる児童とする。ただし、次の各号に該当するものは、入園することができない。</p> <p>(1) 伝染性疾患のあるもの (2) 身体が虚弱で保育に堪えない者 (3) その他著しく入園不相当と認める者</p> <p>(入園手続)</p> <p>第6条 児童を保育園に入園させようとする保護者は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書(別記様式)により町長に申請しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請があったときは審査し、保育の実施の必要を認めたときは、保育の実施をするものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日